

大個審答申第 115 号
平成 31 年 3 月 28 日

大阪市長職務代理者
大阪市の市長 田中 清剛 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 29 年 2 月 10 日付け大城保生第 4815 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 28 年 12 月 22 日付け大城保生第 4686 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、別表に掲げる文書を本件請求に係る対象情報と特定した上で、改めて開示決定等すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 28 年 12 月 9 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「城東区における生活保護開始の申請時における生活支援担当者からの申請者（開示請求者）に対する説明記録」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、平成 28 年 12 月 22 日、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件情報」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「開示請求者が城東区へ行った生活保護受給の申請は、前住所地で生活保護を受給していた開示請求者が、城東区で生活保護受給中の世帯へ転入をし、当該世帯への世帯員追加で引き続き生活保護を受給するための申請であったため、特段の個別事情による開示請求者への説明は行わず、生活保護制度に関する一般的な説明のみであったことから、開示請求者への説明の記録を作成しておらず、存在しないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 1 月 18 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件の説明記録が存在しないのであれば、生活保護受給申し出者に対する説明マニュアルを開示していただきたい。
- 2 城東区における生活保護受給の申請時においての説明不足について
「特段の個別事情による開示請求者への説明は行わず、生活保護制度に関する一般的な説明のみであった」ことは事実である。
即ち、「生活保護受給中に障害年金を受給した場合は、生活保護費を返還しなさい」という説明は、一切されなかった。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報について
本件情報は、前住所地で生活保護を受給していた審査請求人が、城東区で生活保護受給中の世帯へ転入をし、当該世帯への世帯員追加で引き続き生活保護を受給するため、申請時に担当ケースワーカーから説明を受けた内容についてのケース記録である。
- 2 本件決定の理由について
ケース記録は、大阪市生活保護法施行細則（昭和 31 年大阪市規則第 63 号）第 4 条第 1 項で「保健福祉センター所長…は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成しなければならない。」とされ、同項第 6 号の「ケース記録」に基づき、生活保護の被保護世帯の実態を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成するものである。
また、その世帯の実態をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する事項を記載するものであるが、何をどのように記載すべきかについては特に規定がなく、実施機関に一定の裁量が委ねられているものの、一般的な説明や細かいやり取り等を一言一句漏らさず記録するものではない。
したがって、実施機関が審査請求人に行った一般的な説明内容である本件情報については実施機関として作成の必要性がなく、本件情報を作成していないことから実際に存在せず、本件決定を行ったものである。

- 3 受付面接マニュアルについては、平成 29 年 1 月 24 日付けで審査請求人に対し、情

報提供済みである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件情報が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件決定の取消しを求めるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件情報が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 審査請求人に係る生活保護に関する記録について

当審議会において、城東区における審査請求人に係る生活保護に関する記録一式を実際に見分したところ、①城東区における生活保護受給申請に当たり審査請求人がケースワーカーに事前に相談をした記録、②審査請求人が実際に生活保護受給申請を行った際の記録及び③審査請求人が城東区において生活保護を受給開始して以降、生活保護廃止に至るまでの経過等が記録されていることが確認できた。

①については、審査請求人が城東区内へ転居する際のケースワーカーからの指示内容など、城東区における生活保護受給申請に当たってのケースワーカーと審査請求人とのやり取りが記録されていることが認められた。

②については、審査請求人が実際に生活保護受給申請を行った際の記録であり、審査請求人が城東区において生活保護受給申請をするに至った具体的な内容を記した記録や生活保護受給申請時における審査請求人に係る生活状況及び医療の状況等が記録されているが、主に審査請求人から実施機関の職員が聴取した内容で構成されており、ケースワーカーが審査請求人に対して生活保護受給申請に当たりどのような説明を行ったかについての記録は見当たらなかった。

③については、本件請求の対象となり得る記録は見当たらなかった。

(2) 実施機関における本件情報の特定について

開示請求書には「生活支援担当者からの申請者（開示請求者）に対する説明記録」と記載されており、実施機関が本件情報を、城東区における生活保護受給申請時にケースワーカーから審査請求人に対して行った説明に限定したことも、一定理解できるところではある。

そして、審査請求人が、生活保護受給中に障害年金を受給した場合は、生活保護費の返還が必要である旨説明を受けていないと主張していたことからすれば、実施機関において、本件請求の趣旨は、生活保護費の返還が必要となる場合についてのケースワーカーから審査請求人に対して行った説明を記録したものの開示を求める趣旨と限定して解したとも思われる。

(3) 本件請求の趣旨及び本件情報の特定について

しかしながら、審査請求人が、実施機関が行った生活保護費返還に係る処分について不服を持っている事情を考慮すると、本件請求の趣旨は、審査請求人が城東区における生活保護受給申請を行うに際し、実施機関とどのようなやり取りがあったかを開示してほしいという趣旨であると解すべきである。

そして、その趣旨に従い、生活保護受給申請当日の記録のみならず、前記(1)①のように、生活保護受給申請に当たり、審査請求人が事前に実施機関に相談をし、それに対して実施機関が指示をしていることが記録されている情報も含めて、本件情報として特定すべきである。

また、上記(1)②の生活保護受給申請当日のケース記録については、実施機関が主張するように、生活保護受給申請に際してケースワーカーが審査請求人に対してどのような説明を行ったかについての記録がないことが認められるものの、本件請求の趣旨を踏まえれば、審査請求人が生活保護受給申請を行ったことについて、実施機関がどのような情報を記録しているのかを実際に審査請求人に開示することで、本件情報に、「生活保護受給中に障害年金を受給した場合は、生活保護費を返還しなさい」と説明したとの記載がないことが審査請求人において確認できるようにすべきである。したがって、そのような記載がないことも含め、審査請求人に係る生活保護受給申請時における説明に関する記録を、本件情報として特定すべきである。

(4) 以上より、本件情報が存在しないとしてした実施機関の本件決定は妥当でないと認められるからこれを取り消し、別表に掲げる文書を対象情報として特定した上で、改めて開示決定等すべきである。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 久末弥生

別表 改めて開示決定等すべき文書

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 審査請求人に係るケース記録票のうち、作成日が平成20年8月19日から同年11月17日までのもの・ 審査請求人に係る新規申請調査ケース記録票(1)から(6) |
|--|

(参考) 調査審議の経過 平成28年度諮問受理第71号

年 月 日	経 過
平成 29 年 2 月 10 日	諮問書の受理
平成 30 年 3 月 24 日	実施機関から意見書の受理
平成 30 年 7 月 6 日	調査審議
平成 30 年 8 月 24 日	調査審議
平成 30 年 10 月 11 日	調査審議
平成 30 年 11 月 6 日	調査審議
平成 31 年 3 月 28 日	答申